

公民館の施設使用料の設定に係る申し送り書

公民館施設使用料については、長い期間に亘り、協議、検討を行ってきましたが、現在まで使用料導入には至っていません。第37期公民館運営審議会では、この申し送り書及び資料一覧にある資料等に基づき、適切な議論を行い、早期の使用料導入に向けて取組んでいただきますよう下記のとおり申し送ります。

記

1 公民館施設使用料の導入に係る検討の経過

小金井市公民館は昭和28年4月に開設した当初、使用するに当たっては使用料を徴収していたが、社会情勢等の変遷を経て、昭和46年に無料となり現在に至っている。

平成22年5月に策定した小金井市第三次行財政改革大綱において「公民館の有料化の検討」が位置付けられ、導入に向けた検討を行ってきた。

第33期公民館運営審議会では、平成29年7月に「公民館中長期計画の策定について（答申）」の中で、減免規定付き一部有料が望ましいとの結論を出しており、徴収額、徴収方式は、そこに生じる経費、徴収した金額の用途等との整合性を図ることとされた。しかしながら、その後、具体的な徴収方法等の検討の着手には至らなかった。

さらに、第34期・第35期公民館運営審議会においては、小金井市公民館中期計画（以下「公民館中長期計画」という。）の策定に着手し、令和3年3月に公民館中長期計画を策定した。公民館中長期計画では、「公民館では、学びを通して地域課題解決活動等が市民により行われており、従来を考え通り無料」、「公民館登録団体が利用していない時間帯は、規定を作り、有料での使用を認める。」とされており、公民館使用団体登録をしていない団体等が使用した場合には受益者負担の原則から有料との結論を出している。

令和4年8月に策定した小金井市行財政改革2025においても、「公民館中長期計画の基本的考え方を踏襲し、有料化を実施する。」とされているものの、過去の実績に照らして使用料の見込みを試算すると全5館で年間の歳入は1万円から3万円程度になるとの説明であった。「公民館中長期計画の策定について（答申）」にあ

るように、使用料の導入に当たっては、徴収額、徴収方式は、そこに生じる経費、徴収した金額の使途等との整合性を図る必要があり、数万円程度の歳入であれば、そこに係る事務作業、人件費等を考慮すると、効率性、効果性の観点から課題があると言わざるを得ない。

第36期公民館運営審議会においては、これまでの経過等を踏まえ、年間の公民館施設の維持管理費、公民館使用団体等の利用状況及び近隣3県を含めた他自治体の使用料の導入状況等をもとに協議を行い、社会教育においては、受益者負担という考え方は馴染まないといった意見があったものの、受益者負担基準等に基づき、公民館の施設使用料を利用する団体に納めていただくことが妥当であるとの意見が大半であった。そして、第36期公民館運営審議会の在任期間等を考慮して、第37期公民館運営審議会にて、継続して協議を行う必要があるとの判断に至った。

2 申し送り事項

論点は以下のとおりである。また、事務局においては、使用料導入に関する事務執行に期限を設けたうえで、着実にかつスピード感を持って取組んでいただくことを付言する。

(1) 適切な減免対象範囲の設定

第33期公民館運営審議会及び第35期公民館運営審議会においては、使用料導入については一定容認するという結論に至っているものの、減免の対象範囲等に相違がある。

減免の対象範囲を社会教育関係団体とするのか、公民館使用団体まで拡大するのかにより、歳入額にも大きな差が生じる。減免対象の検討に当たっては、公民館維持管理に係る経費、市の財政状況及び係る事務作業や歳入見込み額などを考慮し総合的に判断することが肝要である。なお、事務局においては、利用団体等への説明はもちろんのこと、公民館を利用していない市民の理解も得られるよう努めていただきたい。

(2) 効率性、利便性を考慮した徴収方法の採用

徴収方法等については、利用者の利便性及び職員の事務作業の効率性等を考慮し、券売機やキャッシュレス決済等、より使いやすく、よりわかりやすい方法についても研究していただきたい。場合によっては、職員だけでなく委員自身も他自治体への視察を行うなど、より効果的な徴収方法等の検討に努められたい。

3 公民館の施設使用料の設定に係る申し送り書 資料一覧
別紙のとおり

上記及び別紙のとおり、申し送ります。

令和5年9月6日 第36期小金井市公民館運営審議会委員

公民館の施設使用料の設定に係る申し送り書 資料一覧

No.	資料名称	備考
1	公民館施設使用料の経過	小金井市公民館における使用料について、公民館の設立当初から現在まで、小金井市行財政改革及び公民館運営審議会の検討経過等を一覧として整理した。
2	使用頻度、使用人数、時間別公民館使用状況調べ	資料2 使用頻度、使用人数、時間別 公民館使用状況調べ 令和元年度から令和3年度における、「1 使用頻度別_団体数」、「2 使用人数別_公民館使用回数」、「3 使用時間別_公民館使用回数」を一覧として作成した。 「1」では使用回数が年間25回未満の団体が全体の8割を占めていることがわかった。 「2」では使用人数が20人以下の使用が全体の9割以上を占めていることがわかった。 「3」では使用時間が4時間以内の使用が全体の9割以上を占めていることがわかった。
3	公民館維持管理に要する経費の調べ	令和元年度から令和3年度における、公民館維持管理に係る経費を試算したもの。 公民館機能の面積按分、一般利用割合を按分して試算した。工事の有無等により経費の増加することはあるものの、少なくとも毎年3千万円程度の経費が掛かっていることがわかった。
4	公民館登録団体及び社会教育関係団体の公民館使用状況調査	令和元年度から令和3年度における、公民館登録団体及び社会教育関係団体の使用実績を調査した。 約1,700ある公民館登録団体数のうち、1,000から1,300程度の公民館登録団体が使用していることがわかった。 このうち、社会教育関係団体の使用は30団体から40団体程度であることがわかった。
5	第35期公民館運営審議会の審議結果を踏まえた公民館使用料(1件利用)の試算	小金井市公民館中長期計画にある、「公民館未登録団体が、施設が空いている場合、一回のみ利用する方法」に限り、使用料を徴収した場合の試算を行った。この結果、年間の歳入見込みは3万円から5万円程度であることが判明した。なお、当該方法により使用しているのはマンション管理組合や保護者会等であり、公民館の団体登録をした場合は、無料で使用できることになることから、さらに歳入額は少なくなるものと想定される。

6	公民館施設使用料の状況調べ	公民館を設置している都内の自治体及び、公民館施設使用料を導入している近隣3県の5自治体の状況を調査した。主な調査項目は導入時期、導入理由、減免の有無、減免の要件、歳入額、歳入の用途等を調査したものである。
---	---------------	--

公民館施設 使用料の経過その 1

申し送り書
資料 1

年度	項目	内容
昭和28年4月	公民館条例制定	入場料を徴収する場合 ➢ 昼夜間の使用で1,100円 入場料を徴収しない場合 ➢ 昼夜間の使用で220円
昭和33年3月	公民館条例一部改正	入場料を徴収する場合 ➢ 昼夜間の使用で1,500円 入場料を徴収しない場合 ➢ 昼夜間の使用で400円
昭和43年4月	公民館条例全部改正	使用時間、部屋区分による使用料金の設定 ➢ 学習室A 午前100円、午後150円、夜間200円 ➢ 家事实習室 午前300円、午後400円、夜間500円
昭和46年6月	公民館条例改正	条例改正により公民館使用料を無料化
平成22年5月	第三次行財政改革大綱	公民館の有料化の検討 H22検討 → H26実施 → H27検証
平成29年4月	行財政改革2020アクションプラン	公民館有料化 H29調査、検討 → H30審議会等、準備 → H31実施
平成29年7月	第33期公民館運営審議会答申 「公民館中長期計画の策定について」	公民館使用料は、教育の基本理念、公民館の果たしてきた役割、受益者負担の考え、行財政改革の面等を考慮し、総合的に判断した結果、次のような対応が望ましいと考える。 1. 減免規程付き一部有料とすること。減免規程（無料）適用事業として考えられるもの <ul style="list-style-type: none"> • 公民館、行政主催事業 • 市民協働事業団体で市の補助を受けている団体が公民館で行う事業 • 上記以外は、集会施設の減免規程に準ずる。 2. 徴収額、徴収方式は、そこに生じる経費、徴収した金額の用途等との整合性を図ること

公民館施設 使用料の経過その2

年度	項目	内容
令和3年3月	第35期公民館運営審議会答申 「小金井市公民館中長期計画」	公運審としての考え方として、公民館での活動は従来どおり無料。対象は以下のとおり <ul style="list-style-type: none">• 公民館主催事業• 行政使用• 市民協働事業団体で市の補助を受けている団体• 公民館使用登録団体及び社会教育関係団体等 公民館の団体使用が行われていない施設の未利用時間は有料で貸し出すことを検討すること。
令和4年8月	小金井市行財政改革2025（案）について （答申）	受益者負担の適正化については、公民館と上水運動公園の有料化が進んでいない。 公民館で登録社会教育団体が生活に即した社会教育事業を行う場合に無料となるのは理解できるが、仮に限られた会員の趣味活動のために利用されているようなことがあれば、公民館にも集会施設と同様に運営費用がかかっていることから、公平性や財政的な面から、利用目的に応じて相応の受益者負担を導入すべきである。 【提言】受益者の適正化は特に遅れている。市民に説明を十分に行い、公平性の確保に尽くされたい。
	小金井市行財政改革2025	公民館使用団体未利用時間の使用料有料化 中長期計画の基本的考え方を踏襲し、有料化を実施する。

使用頻度、使用人数、時間別 公民館使用状況調べ

1 使用頻度別_団体数

(単位：団体)

使用頻度区分	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
1回から5回	529	38.8%	401	38.9%	386	35.3%
6回から10回	222	16.3%	182	17.7%	166	15.2%
11回から15回	137	10.0%	126	12.2%	118	10.8%
16回から20回	91	6.7%	95	9.2%	117	10.7%
21回から25回	106	7.8%	67	6.5%	83	7.6%
26回から30回	67	4.9%	51	4.9%	38	3.5%
31回から35回	58	4.3%	43	4.2%	48	4.4%
36回から40回	54	4.0%	50	4.8%	47	4.3%
41回から45回	59	4.3%	13	1.3%	51	4.7%
46回から50回	35	2.6%	2	0.2%	30	2.7%
51回から55回	3	0.2%	0	0.0%	7	0.6%
56回以上	3	0.2%	1	0.1%	2	0.2%
合計	1,364	100%	1,031	100%	1,093	100.0%

2 使用人数別_公民館使用回数

(単位：回)

使用人数区分※	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
5人以下	4,412	23.0%	3,520	27.9%	4,693	28.9%
6人以上10人以下	8,424	44.0%	5,753	45.6%	7,355	45.3%
11人以上20人以下	4,517	23.6%	2,732	21.7%	3,414	21.0%
21人以上30人以下	1,218	6.4%	464	3.7%	587	3.6%
31人以上50人以下	519	2.7%	118	0.9%	175	1.1%
50人以上	65	0.3%	26	0.2%	12	0.1%
合計	19,155	100.0%	12,613	100.0%	16,236	100.0%

※使用人数区分は、施設予約時の使用予定人数により集計。明らかな入力値の誤りがあるため、合計値は一致しない。

3 使用時間別_公民館使用回数

(単位：回)

使用時間区分※	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
1時間以内	854	4.5%	579	4.6%	755	4.6%
1時間以上2時間以内	3,278	17.1%	2,271	18.0%	3,032	18.6%
2時間以上3時間以内	5,910	30.8%	3,808	30.2%	4,857	29.8%
3時間以上4時間以内	7,526	39.2%	5,211	41.3%	6,652	40.8%
6時間以上5時間以内	887	4.6%	418	3.3%	567	3.5%
5時間以上6時間以内	321	1.7%	142	1.1%	189	1.2%
6時間以上7時間以内	158	0.8%	55	0.4%	70	0.4%
8時間以内	245	1.3%	145	1.1%	167	1.0%
合計	19,179	100%	12,629	100%	16,289	100.0%

※使用人数区分は、施設予約時の使用予定人数により集計。明らかな入力値の誤りがあるため、合計値は一致しないものがある。

公民館維持管理に要する経費の調べ

1. 公民館維持管理に要する経費 決算額 (単位:円)

委託料	令和元年度	令和2年度	令和3年度
電気料金	8,812,434	7,766,422	9,410,153
都市ガス料金	2,449,907	2,166,461	2,638,266
上下水道料金	2,477,684	1,512,840	1,844,579
修繕料	5,900,052	12,417,189	2,782,552
委託料	21,960,876	19,911,721	21,542,814
賃借料	1,061,528	1,055,756	1,055,756
工事請負費	3,186,000	0	20,735,000
合計(A)	45,848,481	44,830,389	60,009,120

2. 公民館の面積按分 (単位:㎡)

施設名	公民館機能	児童館機能	図書館機能
機能別面積割合(B)	74.55%	6.61%	18.84%

3. 公民館一般利用※の割合

施設名	令和元年度	令和2年度	令和3年度
一般利用※(C)	86.62%	91.7%	84.4%

4. 公民館の一般利用※における経費試算

公民館一般利用に係る維持管理経費の試算＝公民館維持管理費(A)

× 公民館面積割合(B) × 一般利用の割合(C)

(単位:円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
公民館の一般利用における経費	29,608,478	30,661,832	37,759,500

※一般利用:公民館使用団体(登録団体)が貸館として、利用すること。

公民館登録団体及び社会教育関係団体の公民館使用状況調べ

1.前提条件

1-(1).公民館登録団体、社会教育関係団体の数(令和4年11月1日現在)

公民館使用団体登録	1,697 団体
社会教育関係団体	100 団体

1-(2)抽出等の前提条件

- ・公共施設予約システムにより、年度ごと、施設ごとの利用件数を抽出
- ・公民館登録団体の利用件数と社会教育関係団体一覧名簿(令和4年11月1日現在)のデータを突合し、「社会教育関係団体の利用件数」等を算出
- ・「社会教育関係団体の利用件数」等は、「公民館登録団体の利用件数」等の内数となる。
- ・複数の施設を利用している団体があるため、施設ごとの「団体数」と全体の「団体数」の合計は一致しない。
- ・「高齢者いこいの部屋」、「1件利用」、「スタジオ利用団体」及び「公民館テニスコート利用団体」の利用件数は除く。

2. 令和元年度 公民館使用団体等の利用件数及び団体数

2-(1).公民館使用団体

項目	本館	貫井南分館	東分館	緑分館	貫井北分館	全体
公民館使用団体の利用件数	2,297 回	2,019 回	4,050 回	5,103 回	5,711 回	19,180 回
利用した公民館使用団体の数	269 団体	192 団体	346 団体	522 団体	609 団体	1,364 団体

2-(2).社会教育関係団体

項目	本館	貫井南分館	東分館	緑分館	貫井北分館	全体
社会教育関係団体の利用件数	92 回	12 回	94 回	48 回	241 回	486 回
利用した社会教育関係団体の数	16 団体	5 団体	11 団体	10 団体	28 団体	39 団体

3. 令和2年度 公民館使用団体等の利用件数及び団体数

3-(1).公民館使用団体

項目	本館	貫井南分館	東分館	緑分館	貫井北分館	全体
公民館使用団体の利用件数	1,554 回	1,318 回	2,376 回	3,503 回	3,879 回	12,630 回
利用した公民館使用団体の数	206 団体	141 団体	254 団体	356 団体	446 団体	1,031 団体

3-(2).社会教育関係団体

項目	本館	貫井南分館	東分館	緑分館	貫井北分館	全体
社会教育関係団体の利用件数	91 回	13 回	30 回	21 回	164 回	319 回
利用した社会教育関係団体の数	18 団体	5 団体	7 団体	6 団体	21 団体	34 団体

4. 令和3年度 公民館使用団体等の利用件数及び団体数

4-(1).公民館使用団体

項目	本館	貫井南分館	東分館	緑分館	貫井北分館	全体
公民館使用団体の利用件数	2,013 回	1,699 回	3,264 回	4,331 回	4,982 回	16,289 回
利用した公民館使用団体の数	245 団体	167 団体	271 団体	424 団体	500 団体	1,093 団体

4-(2).社会教育関係団体

項目	本館	貫井南分館	東分館	緑分館	貫井北分館	全体
社会教育関係団体の利用件数	144 回	8 回	70 回	40 回	210 回	472 回
利用した社会教育関係団体の数	20 団体	1 団体	10 団体	11 団体	24 団体	38 団体

第35期公民館運営審議会の審議結果による公民館使用料(1件利用)の試算について

1 公民館各館の基本情報

項目			本館	貫井南分館	東分館	緑分館	貫井北分館
築年数			50	50	34	31	9
公民館延床面積			372	883	790	1,279	1,411
減価 償却費	建物費※1	①	0.00	1,834,200	0.00	9,339,972	14,842,682
	設備費	②	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	備品費	③	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
維持 管理費	人件費	④	1,360,000	3,060,000	2,890,000	4,590,000	5,100,000
	経常的経費※2	⑤	5,784,173	10,415,386	11,324,128	13,347,614	18,752,286

※1. 本館、東分館は都の建物のため、建物費はかからない。

※2. 各種設備点検に要する経費、清掃委託等に要する経費等

2 公民館各館の㎡単価の算出

項目			本館	貫井南分館	東分館	緑分館	貫井北分館
減価 償却費	建物費の㎡単価	①'	0.00	0.34	0.00	1.47	1.61
	設備費の㎡単価	②'	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	備品費の㎡単価	③'	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
維持 管理費	人件費の㎡単価	④'	0.83	0.58	0.54	0.68	0.55
	経常的経費の㎡単価	⑤'	3.56	1.98	2.14	1.98	2.03
㎡単価 合計(①'+②'+③'+④'+⑤')			4.39	2.90	2.68	4.04	4.19

※㎡単価(①'~⑤')の算出方法=各経費の額(①~⑤)÷開館日数(336日)÷開館時間(13時間)÷公民館の延床面積

3 公民館 1件利用※における使用料見込み一覧

	本館		貫井南分館		緑分館		東分館		貫井北分館		合計	
	件数 (件)	使用料見込 (円)	件数 (件)	使用料見込 (円)	件数 (件)	使用料見込 (円)	件数 (件)	使用料見込 (円)	件数 (件)	使用料見込 (円)	件数 (件)	使用料見込 (円)
令和元年度	8	4,500	4	900	11	12,700	11	12,700	1	1,200	35	32,000
令和2年度	8	3,200	4	2,000	7	4,500	13	7,500	7	5,200	39	22,400
令和3年度	12	4,600	0	0	9	3,900	11	5,100	3	1,400	35	15,000

※1件利用とは、公民館使用団体ではないが、地域で活動している団体が、施設が空いている場合、1回のみ利用する方法

公民館施設使用料の状況調べ

団体名	人口	公民館の設置数	概要	使用料導入時期	導入理由	免除規定	免除の要件	減額規程	減額の要件	減額割合	社会教育活動を減免等の要件としている場合、その確認方法と課題	使用料の徴収方法	令和3年度歳入額	使用料の使途
小金井市	124,713人	5館	本館1館 分館4館	なし										
昭島市	114,272人	1館	小ホールあり	昭和57年	開館当初から	あり	公民館利用団体登録している団体 生涯学習部が主催する事業	なし	なし	なし	公民館登録団体する際の申請書等の書類で 判断している。	・施設利用前に現金払い ・納付書による後日納付	306,600円	公民館管理運営費に全額 充当
調布市	238,614人	3館	-	昭和36年	開館当初から	あり	(1) 国及び地方公共団体が公益の目的のために 使用するとき 免除 (2) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第2 条に規定する社会教育を目的とした事業で、委 員会が必要と認めるとき 免除	あり	(3) 前2号に掲げるもののほか、委員会が必要と認 めたとき 基本使用料の100分の30に相当する額	3割	公民館登録団体、公民館育成団体、文化会 館たづくり登録団体、社会教育関係登録団 体、学習グループサポート団体は減免してい る。	使用料は施設使用前に現金払い。また、上記減免団 体は使用申請書の使用目 的を確認している。	951,200円	使用料全額を印刷製本費 に充当
町田市	430,964人	1館	ホールあり	平成23年	受益者負担の適正化のため	あり	(1) 町田市が主催する事業に使用するとき。 全額 (2) 施設等のうちホール及び諸活動室(保育 室を除く。)を使用する場合において保育のため に保育室を使用するとき。保育室に係る使用 料の全額 (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会 が特に必要と認めるとき。全額又は半額	あり	教育委員会が特に必要と認めるとき	半額	減免等の対象については、免除の要件のとおり	施設利用前に券売機による 支払い。 減免の確認方法は、町田市 が主催する事業の場合は、 所管課からの公用利用申請 により確認。 保育室の使用については、 施設案内予約システムもし くは窓口受付時に確認。	4,319,210円	生涯学習センター管理事務 費に全額充当
小平市	196,924人	11館	中央館1館 分館10館	開館当初から	無料という概念はなかったものと思 われる。	あり	1.市、委員会及び官公署が利用するとき。 2.社会教育関係団体がその目的のために利用 するとき。 3.その他委員会が特別の理由があると認めるとき。	なし	なし	なし	活動内容により判断することは難しいと考え、 団体登録時に免除団体が否かを判断してい ます。	・施設利用前に現金払い	547,600円	歳出に充当
日野市	187,284人	2館	中央館1館 分室1館	あり	未回答	-	社会教育法第20条の目的に使用する場合に は、使用料を徴収しない」 1.公民館主催講座 2.市が行政目的のために使用するとき 3.公民館登録サークル						0円	
東村山市	151,871人	5館	中央公民館 1館ホール あり ほか4館	昭和55年	受益者負担の適正化	あり	1.国又は地方公共団体が公用又は公共用に 使用する時 2.市内の公共団体が、市又は委員会の後援を 受けた事業、行事に使用する時 3.東村山市社会福祉協議会が使用する時 4.教育委員会が特別の理由があると認めた時	なし	なし	なし	減免の場合は、団体より直接ではなく、所管 が認めた事業を所管より公用として申請す る。地方公共団体の場合は事前に減免申請 を提出してもらい審査・確認している。	施設利用前に現金払い	18,138,000円	施設費に充当等
国分寺市	128,401人	5館	-	昭和40年	北多摩自治会館から移管したと きから	あり	特段の理由があるとき	あり	特段の理由があるとき	なし	団体構成人数(市民過半数)で有料・無料を 判断	・現金 ・予約システムを利用した カード決済	114000	維持管理に要する経費に 充当
国立市	76,246人	1館	-	なし										
福生市	56,201人	3館	1館は大 ホール、小 ホールあり	開館当初から	受益者負担のため	あり	公民館条例施行規則第7条 (1) 市内の公共的団体がその目的達成のため に入場料の類を徴しないで使用する場合 (2) 市又はその執行機関が主催する事業で使 用する場合 (3) 市内の学校、幼稚園又は保育所がその行 事を使用する場合 (4) 国又は地方公共団体がその目的達成のため に使用する場合 (5) 身体障害者手帳、愛の手帳その他の療育 手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付 を受けている者(介護者を含む。)又はこれらの 者で構成する団体が使用する場合 (6) 法令の定めがある場合又は前各号以外の 団体若しくは個人が使用する場合で、教育長が 特に必要があると認める場合	なし	なし	なし	公民館条例に照らし合わせて、公民館利用 サークルを減免として取り扱っている。	施設利用時、窓口にて申 請、納付	320,360円	公民館事業に充当

団体名	人口	公民館の設置数	概要	使用料導入時期	導入理由	免除規定	免除の要件	減額規程	減額の要件	減額割合	社会教育活動を減免等の要件としている場合、その確認方法と課題	使用料の徴収方法	令和3年度歳入額	使用料の使途
狛江市	82,820人	2館	中央公民館はホールあり ほか1館	平成18年	行財政改革に位置付けられたため	あり	(1) 国又は地方公共団体が公益の目的のために使用するとき 免除 (2) 市又は委員会が主催若しくは共催する事業で使用する場合 免除 (3) 障がい者及び障がい者の介護者又は障がい者を支援する者10人以上で構成する団体が使用する場合 免除 (4) 障がい者を支援することを目的に活動する者10人以上で構成する団体がその目的に沿って使用する場合 免除 (5) その他市長が必要と認めるとき 減額又は免除	あり	狛江市立公民館条例 別表第2(第7条関係) 1 主に高校生以下の者で構成する団体が使用する場合の使用料は、カッコンの金額とする。	半額	社会教育活動であるか否かでの減額・免除は実施していない。	要件確認 ・青少年→更新時に団員名簿の提出のみ ・障がい団体→更新時に手帳の写しを添付	6,366,708円	特になし
東大和市	84,889人	5館	-	昭和49年	不明	あり	(1)入場料等を徴収する事業で、市又は教育委員会の共催事業として実施する場合 (2)バザー等の事業で、市又は教育委員会の共催事業として実施する場合 (3)社会教育関係団体が行う文化・芸術的な事業で、その事業費が入場料を徴収してもなお不足が生じることが見込まれる場合 (4)その他、中央公民館長が特に認めた場合	あり	(1)入場料等を徴収する事業で、市又は教育委員会の後援事業として実施する場合 (2)バザー等の事業で、市又は教育委員会の後援事業として実施する場合	5割	利用者登録の際に、公民館運営事務処理取扱基準に照らし、活動内容等から判断している。	窓口で現金払い	235,400円	使用料全体の概ね5割程度を、施設修繕料や備品購入費等に充当等
武蔵村山市	71,349人	9館	-	平成28年	第五次行政改革大綱に受益者負担の適正化など自主財源の確保に積極的に取り組むこととし、その具体的な推進項目の一つとして「公の施設使用料の見直し」が掲げられていたため。	あり	1 市の事業又は市の共催事業 2 官公署が使用するとき	あり	・ 保育室を無料で専ら保育の為に使用するとき ・ 障がい者団体が使用するとき ・ 公共的な団体が団体本来の活動で使用するとき ・ 委員会が特に必要と認めるとき	5割	公共的団体がそれにあたると思うが、公共的団体とは、一般的な解説では、法人であるか否かを問わず、広く公共的な活動を営む団体とされているが、どの団体が公共的団体と位置付けられるかについての具体的な基準が明確になっているわけではないことから、公共的団体として位置付けについては、市において、個別の団体ごとにその活動内容等を検討した上で決定することとし、運用している。	・施設利用日までに現金、キャッシュレス決済による支払い	1,332,000円	施設の維持管理費等
多摩市	148,203人	2館	各館にホールあり	平成18年	審議会の答申を尊重しながら、以下の3本の柱を基本とする基本方針を策定し導入に至っている。 ・受益者負担の原則 ・共通的な使用料算定ルール確立 ・無料・減免規定の見直し	あり	(1) 市が行政目的で使用するとき 施設使用料及び備品使用料 (2) 市内の保育所、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校が園児、児童、生徒等を対象とした行事等で使用するとき 施設使用料及び備品使用料	あり	(3) 構成員の過半数を高校生以下の児童、生徒等が占める団体が使用するとき (4) 構成員の過半数を障がい者が占める団体が施設を使用するとき (5) 前各号に該当しない団体が保育を主たる目的として保育室を使用するとき (6) その他委員会が特別に必要と認めるとき 施設使用料及び備品使用料	5割	未回答	現金払い	11,366,065円	全てを施設修繕料等の施設管理運営費に充当している
稲城市	93,372人	6館	中央公民館ほか4館 中央公民館はホールあり	なし										
あきる野市	79,911人	1館	指定管理	平成16年	行財政改革による受益者負担のため	あり	(1)国又は地方公共団体が使用するとき 免除 (2)市内の福祉又はボランティアの団体が直接公益を目的とした活動のために使用するとき 免除 (3)市内の障がい者の団体が使用するとき 免除 (4)市内の母子・父子福祉団体が使用するとき 免除 (5)市内の社会教育関係団体又はコミュニティ団体が広く市民を対象として行う公益的な講習会、大会等に使用するとき 免除 (6)その他委員会が特別な理由があると認めるとき 免除又は減額(委員会が定める割合)	-	-	-	条例規則で行っている。	使用料前納	4,377,650円	指定管理者の収入
西東京市	205,952人	6館	-	なし										
埼玉県川越市	353,470人	19館	公民館本館1館ほか18館 複数館に多目的ホール等あり	昭和28年	受益者負担の考え方による	あり	1.公民館主催講座 2.官公署が行政目的のために使用するとき 3.市が行政目的のために使用するとき 4.市補助金交付団体が当該活動のために使用するとき 5.川越市がかかわる公社・広域行政組織団体が業務遂行のために使用するとき	あり	・社会教育関係団体 ・公民館登録団体 ・公共法人、公益法人	5割	書面審査(会則、事業報告、事業計画、会員名簿)による	・施設使用前に現金払い(今後、電子決済も可、開始日は今年度中) ・減免等の団体はシステムで登録済	34,987,110円	委託費、修繕費等に充当

団体名	人口	公民館の設置数	概要	使用料導入時期	導入理由	免除規定	免除の要件	減額規程	減額の要件	減額割合	社会教育活動を減免等の要件としている場合、その確認方法と課題	使用料の徴収方法	令和3年度歳入額	使用料の使途
埼玉県所沢市	344,146人	12館	各館にホール等あり	平成16年	受益者負担の適正化を図るため	あり	(1) 行政機関が委嘱又は任命した委員によって構成される団体がその委嘱又は任命された委員の職務を行うために実施する事業 (2) 公共性又は公益性が高く、住民の福祉の向上に寄与する事業のうち、次に掲げるもの ア 自治会及び町内会がその設置目的を達成するために実施する事業 イ PTA及び子ども会育成会がその設置目的を達成するために実施する事業 ウ ボランティア活動を主たる目的とする団体がその設置目的を達成するために実施する事業 エ 障害者団体がその設置目的を達成するために実施する事業	なし なし		なし	「公民館使用料の減免事例集および優先予約について」による	・使用料は施設利用前に現金払いとしている (所沢市立公民館設置及び管理条例7条参照) ・要件は「施設使用料減免申請書」で確認している	25,470,830円	なし
埼玉県深谷市	141,830人	12館	大半の施設に体育室あり	平成23年	行財政改革大綱及び行財政改革推進計画に使用料の適正化が掲げられたため	あり	公用及び公用に準ずる利用をする場合 ①公職選挙法に基づく事業 ②国、地方公共団体又はその機関等の事業 ③市またはその機関等が、その職務遂行上の必要から、援助または育成している団体等(自治会、子ども会、社会福祉協議会、PTA、消防団、民生児童委員等)	あり	・公益を目的とする事業のための利用 ・公民館利用登録団体 ・公益を目的とする事業のための利用:50% ・公民館利用登録団体:50%、75% ※構成員が高校生以下又は65歳以上の団体は75%	50% 75%	社会教育活動であるか否かを減免・免除の要件にしておりますが、公民館利用登録団体の登録事務(営利活動を目的とした団体は登録不可)では、営利を目的とした集まり、いわゆるカルチャースクールや私塾のような団体を判断することに苦慮しています。	・施設利用前に窓口での現金払いのみ	14,638,000円	使用料全額を公民館維持管理経費に充当
埼玉県和光市	84,008人	3館	体育室等あり	昭和57年	市民も参加する市民参加推進会議にて統一的な基準による見直しを行い使用料を決定した。	あり	1 教育委員会又は市が主催する事業に使用する場合 2 教育委員会又は市が共催する事業のうち、免除事業として教育委員会の承認を得た事業に使用する場合 3 市内の保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校が教育活動等を目的として使用する場合 4 市内の公共的団体が使用する場合 5 市内の社会教育を目的とする公民館登録団体のうち社会教育活動推進団体が使用する場合 6 その他教育委員会が必要と認める場合	あり	8割減額 1 市内の社会教育を目的とする公民館登録団体(社会教育活動推進団体を除く。)が使用する場合 2 市内の社会福祉法人が使用する場合 5割減額 1 身体障害者手帳の交付を受けている者、知的障害者と判定を受けた者若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者を主たる構成員とする公民館登録団体が使用する場合 2 65歳以上の者を主たる構成員とする公民館登録団体が使用する場合 3 15歳以下の者を主たる構成員とする公民館登録団体が使用する場合	8割 5割	減免団体とする場合は過去の利用実績や利用団体の規約や決算書等をもとに総合的に判断する。	施設利用前に現金払い	1,882,010円	公民館の維持管理、運営に充当
埼玉県桶川市	74,654人	4館	複数館に体育室等あり	昭和52年	公共財の受益者負担の原則	あり	1.桶川市が直接利用するとき、又は桶川市の後援により利用するとき。 2.国又は桶川市以外の地方公共団体が利用するとき。	なし なし		なし	社会教育活動団体を使用料の減額・減免の要件としていない	・施設利用の2日前までに現金払い→許可書の発行 ・減免団体の場合は、許可書の発行の際に「減免団体の証明書」を窓口で確認	3,240,900円	特定財源として、公民館の施設管理費に充当
千葉県木更津市	136,249人	15館	中央公民館ほか14館	平成30年	市民の方々に、施設を利用して頂く上で、質の良いサービスを提供するために、修繕や備品の購入が必要のため。	あり	下記のいずれかの団体・機関が公用目的で使用するため。 市・教育委員会(主催または共催) 国・都道府県・他市町村(主催または共催) 一部事務組合(主催または共催)	なし なし		なし	未回答	・施設利用前に現金払い ・電子決済による支払い	6,153,320円	当初は2割程度をあてるとの取り決めはあったが現在は無くなっている。
千葉県成田市	130,944人	13館	中央公民館ほか12館 複数館にホール等あり	昭和49年	不明	あり	成田市公民館の設置及び管理に関する条例第12条 ・使用者が教育事業その他公益のために公民館を使用するとき ※社会教育関係団体(サークル等)は教育事業に該当と判断	あり	成田市公民館の設置及び管理に関する条例第12条 ・使用者が教育事業その他公益のために公民館を使用するとき ※社会教育関係団体(サークル等)は教育事業に該当と判断	10割	社会教育関係団体(サークル等)の登録制度を設け、登録の際に社会教育に合致した目的であるかを審査している。	予約確定時に現金支払い	86,070円	なし
千葉県佐倉市	171,460人	6館	中央公民館ほか5館	平成30年	市の行政改革実施計画で公共施設の使用料・手数料見直しが求められ、検討の結果、公民館にも使用料徴収が必要との結論に達したため	あり	①公民館主催講座 ②国・県・市等の官公署が行政目的のために使用するとき ③市の町内会・自治会が開催する総会・役員会等の会議(サークル活動は除く)に使用するとき ④市内の幼稚園・保育園、小・中学校、高等学校などが会議等に使用するとき ⑤事業の内容が公益に資すると教育委員会が認めたものに使用するとき(例:子ども会、社会福祉協議会、障害者団体、青少年相談員、学童保育所等)	なし なし		なし	・団体の設立趣旨や日常の活動の目的・内容によって判断。具体的には、市担当課が委嘱及び支援している委員で構成される団体が公共の利用を行う場合に免除。基本的には、市担当課からの意見を頂き判断。 ・「公益性が高く、広く市民に還元する事業」については、広く市民を募集する社会貢献活動事業・行事であれば免除。	支払方法:券売機による支払い(使用当日に支払い) 減免等団体の要件確認:別添資料「佐倉市立公民館」について、広く市民を募集する社会貢献活動事業・行事であれば免除。	6,674,630円	使用料全体を各公民館の管理運営事業(施設修繕料、清掃業務等の施設管理委託料、備品購入費等)に充当
千葉県市原市	270,239人	11館	指定管理	不明	不明	あり	「市原市立公民館の設置及び管理に関する条例施行規則」のとおり	なし なし		なし	「市原市立公民館使用料の減額・免除に関する運用基準」のとおり	前納かつ窓口での現金払いのみ 減免団体の確認方法については、「市原市立公民館使用料の減額・免除に関する運用基準」のとおり	32,102,390円	利用者還元のため、備品購入費等に充当

団体名	人口	公民館の設置数	概要	使用料導入時期	導入理由	免除規定	免除の要件	減額規程	減額の要件	減額割合	社会教育活動を減免等の要件としている場合、その確認方法と課題	使用料の徴収方法	令和3年度歳入額	使用料の使途
千葉県浦安市	169,614人	7館	複数館に体育室等あり	未回答	受益者負担によるもの	あり	1. 市又は関係行政機関が行政目的のために使用するとき 2. 市と共催で公共的活動のために使用するとき 3. 市立幼稚園、認定こども園、保育園、小学校、中学校が教育の目的で主催する事業のために使用するとき 4. その他、教育委員会が特に公益上必要と認められたものに使用するとき	あり	1. 社会教育関係団体が、社会教育のために使用するとき 2. 公共的団体が、その主たる目的で使用するとき 3. 社会福祉団体が、福祉の向上を目的として使用するとき 4. 学校教育法第1条に規定する学校及び同法第124条に規定する専修学校のうち市内に在する県立及び私立のもの、並びに私立認定こども園及び私立保育園が教育・保育の目的で主催する事業のために使用するとき 5. その他、教育委員会が特に公益上必要と認められたものに使用するとき	50%	社会教育関係団体の認定に関する要綱、運用基準に基づき、申請のあった団体を審査(年1回)している。団体の活動・組織及び運営状況等の要件を満たした団体は2年間認定団体として登録される。	・口座振替(2か月毎/後納) ・施設予約時に窓口にて現金払い(前納)	19,474,175円	公民館維持管理費に充当
神奈川県秦野市	161,630人	11館	-	平成17年	各施設の日常的な修繕や維持補修、備品等の更新に充てるため	あり	(1) 本市が事業支援する、社会教育に関する団体又は公共的団体が、その運営に係る会議又は公益性のある事業のために使用するとき (2) 本市で活動する、社会福祉に関する団体、子育て支援に関する団体、ボランティア団体又は特定非営利活動法人が、その運営に係る会議又は公益性のある事業のために使用するとき (3) 市内の高等学校又は本市と提携事業を実施する大学(これらに準じる学校を含む。)が教育活動として使用するとき (4) 市内の中学校又は高等学校(これらに準じる学校を含む。)が部活動として使用ときは、顧問等の引率がある場合に限り、免除する。	あり	(1) 本市で活動する、社会福祉に関する団体、子育て支援に関する団体、ボランティア団体又は特定非営利活動法人が、その運営に係る会議又は公益性のある事業以外で、本市が共催する事業のために使用ときは、減額とする。 (2) 市内の高等学校又は本市と提携事業を実施する大学以外の高等学校又は大学(これらに準じる学校を含む。)が教育活動として使用ときは、減額とする。	1/2	(1) 本市では、減免の対象団体は次のとおりとしている。 ・NPO団体、・子育て支援に関する団体、・社会教育に関する団体、・ボランティア団体、・公共的団体、・社会福祉関係団体 (2) 上記の団体の活動の内、使用目的として、次の場合は、減免対象としている。 ・会の運営に係る活動(総会、定例会、役員会等)、・公益性のある事業やボランティア活動	券売機による支払い	28,855,150円	使用料全額を施設維持管理に充当
神奈川県伊勢原市	101,309人	8館	-	令和元年	公共施設等総合管理計画及び公共施設の受益者負担に関する基本方針により公共施設使用料の見直しを図った	あり	(別添:公共施設使用料減免ガイドライン参照)	あり	(別添:公共施設使用料減免ガイドライン参照)	5割	ガイドラインに具体的な活動を規定	・券売機による使用券による納付 ・納付書による納付 ・減免対象団体をガイドラインに具体的に記載	5,423,025円	決算時に公民館管理運営費に充当(財政部局が処理)
神奈川県座間市	132,149人	1館	-	昭和52年	公民館維持管理のため一定の受益者負担金を求めた	あり	(1) 社会教育関係団体が社会教育に関する事業に使用する場合 ア 教育委員会又は公民館が行う主催事業により結成された社会教育活動を目的とする団体 イ 座間市(以下「市」という。)又は教育委員会が育成及び助成する団体 ウ その他の団体のうち社会教育関係団体登録を行った団体 (2) 国、又は地方公共団体が公の事業に使用する場合 ア 国又は市その他の地方公共団体 イ 市が構成員となっている協議会及び研究会等 (3) その他教育委員会が必要と認めた場合 ア 自治会活動を行う団体 イ 市内で事業を行う社会福祉法人及び保育園等の福祉団体、保育園の保護者会 ウ 学校教育法第1条に規定される学校のうち市内に所在地を置くもの及びその保護者会 エ 市社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会 オ 公益活動を行っているボランティア活動団体 カ 座間市民生委員児童委員協議会 キ 市障がい者団体連絡協議会に加盟する団体	あり	座間市職員厚生会 座間市の職員団体	5割	前提として本市では社会教育団体であることが前提です。団体としての要件は以下の通りです。 (1) 国又は地方公共団体の支配に属さない団体で、社会教育に関する活動を継続的に行っている団体 (2) 入会について特定の資格又は条件を必要とせず、広く市民の参加を受け入れ可能である団体 (3) 活動の学習成果が広く市民に還元される団体 (4) 会員自らが運営し、活動する団体 (5) 規約又は会則を有し、代表者を有し、組織的に運営されている団体 (6) 会員が平等に経費を負担し、総会等で会員全員に会計報告を行っている団体 (7) 5人以上の会員により構成される団体 (8) 会員の半数以上が座間市に在住、在勤又は在学である団体 (9) 公民館を3箇月以上利用している団体 (10) 定期的、継続的に公民館を利用して学習活動を行う団体	受付で現金支払い 減免団体には年に一度、会員名簿(住所確認のため)・会則・会計報告書と予算書(適正運営がされているか)の提出を求めています。	172,240円	使用料全額を、館の維持管理費に充当
神奈川県南足柄市	40,125人	1館	-	平成7年	受益者負担の原則による。現在は行政改革基本方針に位置づけ	あり	1. 市が主催する行事を行うために使用するとき 2. 障害者基本法第2条に規定する障害者が活動の主体として構成された団体のうち、教育長が別に定める団体が主催する行事を行うために使用するとき 3. 福祉関係団体、ボランティア団体等のうち、教育長が別に定める団体が主催する行事を行うために使用するとき 4. 市立の幼稚園、小学校、中学校又は保育園が主催する行事を行うために使用するとき 5. 前各号に掲げるもののほか、教育長が特に必要と認めるとき	あり	2分の1に減額 1. 高校生以下の者が活動の主体として構成された団体のうち、教育長が別に定める団体が主催する行事を行うために使用するとき 2. 前号に掲げるもののほか、教育長が特に必要と認めるとき 10分の7に減額 1. 自治会、社会教育関係団体、NPO法人のうち、教育長が別に定める団体が主催する行事を行うために使用するとき 2. 前号に掲げるもののほか、教育長が特に必要と認めるとき	5割 3割	減額、免除団体申請後、承認申請時に目的や活動内容のわかるもの(規約等)の添付を求めている。	施設利用前に現金払い。要件確認は事前申請による。 課題:支払後の還付について、当事者に責がない場合に認めているが、コロナ対応の場合、申し出のみで対応している。	2,139,409円	公民館維持管理費に充当